

(3) 立地適正化計画（都市再生特別措置法第 81 条）

立地適正化計画は、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により「集約と連携」のまちづくりを進め、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープランである。本県では 32 の市町村が立地適正化計画を公表している。

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

市町村名	公表年月日	最終公表年月日	備 考
水 戸 市	H29. 3. 31	R 7. 2. 10	
日 立 市	R 2. 4. 1	R 7. 3. 1	
土 浦 市	H29. 3. 31	R 6. 3. 31	
古 河 市	R 1. 7. 1		
石 岡 市	R 1. 6. 3	R 6. 4. 10	
結 城 市	R 5. 3. 31		
龍 ケ 崎 市	R 1. 5. 7		
下 妻 市	H30. 12. 5		
常 総 市	R 3. 11. 1		
常 陸 太 田 市	R 2. 3. 31		
高 萩 市	R 3. 3. 31	R 6. 9. 1	
笠 間 市	R 2. 10. 1		
取 手 市	R 2. 4. 1	R 8. 3. 31	
牛 久 市	H30. 5. 1	R 7. 4. 1	
つ く ば 市	H31. 1. 4	R 7. 1. 31	市マスタープランと立地適正化計画を一体の計画として公表
ひたちなか市	R 3. 3. 31		
守 谷 市	R 2. 3. 31	R 7. 12. 15	
常 陸 大 宮 市	R 3. 1. 4		
那 珂 市	R 4. 3. 1		
坂 東 市	R 2. 7. 1	R 6. 7. 1	
かすみがうら市	R 2. 12. 1		
神 栖 市	R 4. 7. 1		
鉾 田 市	R 4. 3. 31		
つくばみらい市	R 2. 5. 1	R 4. 4. 15	
小 美 玉 市	H31. 3. 29		
茨 城 町	R 4. 3. 31		
大 洗 町	R 2. 5. 29	R 5. 12. 27	
城 里 町	R 2. 10. 1		
東 海 村	R 3. 3. 31		
大 子 町	R 6. 3. 29		
阿 見 町	R 3. 9. 1		
境 町	R 3. 3. 31		